

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">へき地保健医療対策等実施要綱</p> <p>1. へき地医療支援機構</p> <p>(1) 目的</p> <p>この事業は、都道府県単位で「へき地医療支援機構」(以下「機構」という。)を設置し、へき地診療所（国民健康<u>保険</u>直営診療所を含む。）及び過疎地域等特定診療所（以下「へき地診療所等」という。）並びに医師配置標準の特例措置の許可を受けた病院（以下「特例措置許可病院」という。）からの代診医の派遣要請等広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施することを目的とする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業の内容</p> <p>専任担当官を指定した機構は、医療計画、支援計画及び派遣計画に基づき、地域医療支援センターとも連携しつつ、次に掲げる事業を行うものとする。なお(3)ア(イ)の場合においては、エ、カ、ケ、コ及びサの事業を、(3)ア(ウ)の場合においては、エ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサの事業を都道府県で行うことができるものとする。</p> <p>ア へき地医療拠点病院及び事業協力病院に対する<u>次</u>に掲げる施設への医療従事者の派遣要請に関すること。</p> <p>(ア) へき地医療拠点病院からへき地診療所等への医師及び看護師等の派遣（へき地診療所等の医師及び看護師等の休暇時等における代替医師等<u>以下「代診医等」という。</u>）の派遣を含む。）。</p> <p>(イ) 事業協力病院からへき地診療所等への定期的な医師<u>及び看護師</u>等の派遣（<u>代診医等の派遣を含む。</u>）。</p> <p>(ウ) へき地医療拠点病院及び事業協力病院から特例措置許可病院への定期的な医師の派遣。</p> <p>(エ) 「一事業協力病院」が「一へき地診療所等」又は「一特例措置許可病院」に医師等を派遣する場合、その期間を「一派遣期間」とし、この間は、同一の医師等が望ましいが、これによりがたい場合でも、最低3月は同一の医師等を派遣すること。</p> <p>イ へき地医療拠点病院における医師・歯科医師等派遣登録業務及び当該人材のへき地診療所等及び特例措置許可病院への派遣業務に係る指導・調整に関すること。</p> <p>ウ へき地医療拠点病院における巡回診療の実施に関すること。</p> <p>エ へき地診療所等への医師<u>及び看護師等</u>の派遣（<u>代診医等の派遣を含む。</u>）の実施及び当該事業に必要なドクターブールの運営に関すること。</p> <p>(5) (略)</p>	<p style="text-align: center;">へき地保健医療対策等実施要綱</p> <p>1. へき地医療支援機構</p> <p>(1) 目的</p> <p>この事業は、都道府県単位で「へき地医療支援機構」(以下「機構」という。)を設置し、へき地診療所（国民健康<u>保険</u>直営診療所を含む。）及び過疎地域等特定診療所（以下「へき地診療所等」という。）並びに医師配置標準の特例措置の許可を受けた病院（以下「特例措置許可病院」という。）からの代診医の派遣要請等広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施することを目的とする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業の内容</p> <p>専任担当官を指定した機構は、医療計画、支援計画及び派遣計画に基づき、地域医療支援センターとも連携しつつ、次に掲げる事業を行うものとする。なお(3)ア(イ)の場合においては、エ、カ、ケ、コ及びサの事業を、(3)ア(ウ)の場合においては、エ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサの事業を都道府県で行うことができるものとする。</p> <p>ア へき地医療拠点病院及び事業協力病院に対する<u>下</u>に掲げる施設への医療従事者の派遣要請に関すること。</p> <p>(ア) へき地医療拠点病院からへき地診療所等への医師及び看護師等の派遣（へき地診療所等の医師及び看護師等の休暇時等における代替医師等の派遣を含む。）<u>以下「代診医等の派遣」という。</u></p> <p>(イ) 事業協力病院からへき地診療所等への定期的な医師等の派遣。</p> <p>(ウ) へき地医療拠点病院及び事業協力病院から特例措置許可病院への定期的な医師の派遣。</p> <p>(エ) 「一事業協力病院」が「一へき地診療所等」又は「一特例措置許可病院」に医師等を派遣する場合、その期間を「一派遣期間」とし、この間は、同一の医師等が望ましいが、これによりがたい場合でも、最低3月は同一の医師等を派遣すること。</p> <p>イ へき地医療拠点病院における医師・歯科医師等派遣登録業務及び当該人材のへき地診療所等及び特例措置許可病院への派遣業務に係る指導・調整に関すること。</p> <p>ウ へき地医療拠点病院における巡回診療の実施に関すること。</p> <p>エ へき地診療所等への医師の派遣（<u>へき地診療所等の医師の休暇時等における代替医師の派遣を含む。</u>）の実施及び当該事業に必要なドクターブールの運営に関すること。</p> <p>(5) (略)</p>

## 2. へき地医療拠点病院

### (1) 目的

この事業は、へき地診療所等への医師及び看護師等の派遣（代診医等の派遣を含む。）、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院を都道府県単位で「へき地医療拠点病院」として編成し、へき地医療支援機構等の指導・調整の下に各種事業を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。

### (2) (略)

### (3) へき地医療拠点病院の指定

都道府県知事は、原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区（以下「無医地区」という。）及び無医地区ではないが、これに準じて医療の確保が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適當と認めた地区（以下「無医地区に準じる地区」という。）を対象として、機構の指導・調整の下に巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣等、（4）に掲げる事業（（4）ア、イ又はカのいずれかの事業は必須）を実施した実績を有する又はこれらの事業を当該年度に実施できると認められる病院をへき地医療拠点病院として指定するものとする。

### (4) 事業の内容

へき地医療拠点病院は、へき地医療支援機構等の指導・調整の下に次に掲げる事業を行うものとする。

ア 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。

イ へき地診療所等への医師派遣（代診医等の派遣を含む。）及び技術指導、援助に関すること。

ウ～ク (略)

### (5) (略)

## 3. へき地診療所

### (1) 目的

この事業は、無医地区及び無医地区に準じる地区又は無歯科医地区及び無歯科医地区に準じる地区において診療所を整備、運営することにより、地域住民の医療を確保することを目的とする。

### (2) (略)

### (3) 設置基準

ア へき地診療所を設置しようとする場所を中心としておおむね半径4kmの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して（通

## 2. へき地医療拠点病院

### (1) 目的

この事業は、へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院を都道府県単位で「へき地医療拠点病院」として編成し、へき地医療支援機構等の指導・調整の下に各種事業を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。

### (2) (略)

### (3) へき地医療拠点病院の指定

都道府県知事は、原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区（以下「無医地区」という。）及び無医地区ではないが、これに準じて医療の確保が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が協議し適當と認めた地区（以下「無医地区に準じる地区」という。）を対象として、機構の指導・調整の下に巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣等の（4）に掲げる事業（（4）ア、イ又はカのいずれかの事業は必須）を実施した実績を有する又はこれらの事業を当該年度に実施できると認められる病院をへき地医療拠点病院として指定するものとする。

### (4) 事業の内容

へき地医療拠点病院は、へき地医療支援機構等の指導・調整の下に次に掲げる事業を行うものとする。

ア 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。

イ へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）及び技術指導、援助に関すること。

ウ～ク (略)

### (5) (略)

## 3. へき地診療所

### (1) 目的

この事業は、無医地区及び無医地区に準じる地区（以下「無医地区等」という。）又は無歯科医地区及び無歯科医地区に準じる地区（以下「無歯科医地区等」という。）において診療所を整備、運営することにより、地域住民の医療を確保することを目的とする。

### (2) (略)

### (3) 設置基準

ア へき地診療所を設置しようとする場所を中心としておおむね半径4kmの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して（通常

<p>常の交通機関を利用できない場合は徒歩で) 30分以上要するものであること。 イ～ウ (略) (4) (略)</p>	<p>の交通機関を利用できない場合は徒歩で) 30分以上要するものであること。 イ～ウ (略) (4) (略)</p>
<p>4. へき地保健指導所 (1) 目的 この事業は、無医地区等に保健指導所を整備し、保健師の配置を行い、<u>地域</u>住民に対する保健指導の強化を図ることを目的とする。 (2) (略) (3) 設置基準 ア へき地保健指導所の整備及び保健師の配置は、無医地区的うち人口200人以上で、最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上を要する地域について行うものとする。 イ (略) ウ この事業の実施に当たっては、保健衛生水準、保健医療施設の配置状況、医療確保のための他の措置の計画、交通事情、経済状況等を考慮した医療計画の策定とその実施に十分配慮するものとする。 (4) ~ (5) (略)</p>	<p>4. へき地保健指導所 (1) 目的 この事業は、無医地区等に保健指導所を整備し、保健師の配置を行い、<u>保健医療の機会に恵まれない</u>住民に対する保健指導の強化を図ることを目的とする。 (2) (略) (3) 設置基準 ア へき地保健指導所の整備及び保健師の配置は、無医地区的うち人口200人以上で、最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上を要する地域について行うものとする。 イ (略) ウ この事業の実施に当たっては、保健衛生水準、保健医療施設の配置状況、医療確保のための他の措置の計画、交通事情、経済状況等を考慮した<u>へき地保健</u>医療計画の策定とその実施に十分配慮するものとする。 (4) ~ (5) (略)</p>
<p>5. へき地巡回診療車（船） (1) (略) (2) 事業の実施主体 この事業の実施主体は、次のものとする。 ア～ウ (略) エ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第20条第2項、離島振興法第10条第2項、<u>奄美群島振興開発特別措置法第22条第2項及び沖縄振興特別措置法第90条</u>第2項の規定に基づき都道府県知事の要請を受けて行う病院又は診療所の開設者 オ (略) (3) 整備基準 ア～イ (略) ウ 巡回診療船 <u>次に掲げる地域であって、無医地区等が所在する場合に当該都道府県を単位として整備するものとする。</u> <u>(ア) 离島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」</u> <u>(イ) 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する「奄美群島（鹿児島県奄美市及</u></p>	<p>5. へき地巡回診療車（船） (1) (略) (2) 事業の実施主体 この事業の実施主体は、次のものとする。 ア～ウ (略) エ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第20条第2項、離島振興法第10条第2項、沖縄振興特別措置法第<u>89</u>条第2項の規定に基づき都道府県知事の要請を受けて行う病院又は診療所の開設者 オ (略) (3) 整備基準 ア～イ (略) ウ 巡回診療船 <u>離島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」に</u>無医地区等が所在する場合に当該都道府県を単位として整備するものとする。</p>

び大島郡の区域)」

(ウ) 小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する「小笠原諸島」

(エ) 沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する「離島」

エ 歯科巡回診療車

無歯科医地区及び無歯科医地区に準じる地区の人口おおむね15,000人に対して一台程度を各都道府県の実情を勘案のうえ整備するものとする。

オ 上記のほか、地域の実情を勘案し、厚生労働大臣が必要と認めた場合は、市町村単位で整備するものとする。

6. (略)

7. へき地患者輸送車（艇）

(1) 目的

この事業は、患者輸送車、患者輸送艇、患者輸送用雪上車及び医師往診用小型雪上車を整備し、へき地の患者を医療機関まで輸送することにより、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。

(2) (略)

(3) 整備基準

ア 患者輸送車

整備しようとする場所を中心とするおおむね半径4kmの区域内に医療機関がなく、区域内の人口が原則として50人以上であり、当該場所から医療機関まで通常の交通機関を利用して（交通機関を利用できない地域にあっては徒歩で）15分以上を要する地域であること。

イ～エ (略)

(4) (略)

8. (略)

9. 特定地域保健医療システム

(1) 目的

この事業は、隔絶性の高い離島や積雪のため交通が途絶する特別豪雪地帯等の無医地区等に情報通信機器による保健医療情報システム体制を整備し、当該地区住民の保健医療の確保を図ることを目的とする。

(2) (略)

(3) 整備基準

エ 歯科巡回診療車

無歯科医地区等の人口おおむね15,000人に対して一台程度を各都道府県の実情を勘案のうえ整備するものとする。

オ 上記以外で地域の実情を勘案し、厚生労働大臣が必要と認めた場合は、市町村単位で整備するものとする。

6. (略)

7. へき地患者輸送車（艇）

(1) 目的

この事業は、患者輸送車、患者輸送艇、患者輸送用雪上車及び医師往診用小型雪上車を整備し、へき地の患者を最寄り医療機関まで輸送することにより、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。

(2) (略)

(3) 整備基準

ア 患者輸送車

整備しようとする場所を中心とするおおむね半径4kmの区域内に医療機関がなく、区域内の人口が原則として50人以上であり、当該場所から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して（交通機関を利用できない地域にあっては徒歩で）15分以上を要する地域であること。

イ～エ (略)

(4) (略)

8. (略)

9. 特定地域保健医療システム

(1) 目的

この事業は、隔絶性の高い離島や積雪のため交通が途絶する特別豪雪地帯等の無医地区等に伝送装置による保健医療情報システム体制を整備し、当該地区住民の保健医療の確保を図ることを目的とする。

(2) (略)

(3) 整備基準

次に掲げる地域に所在する無医地区等のうち、原則として人口200人以上であり、最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上を要する地域であって、かつ、へき地保健指導所が設置されている地域について、最寄りの医療機関及びへき地保健指導所に伝送装置を設置すること。

ア (略)

イ 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する「奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域）」

ウ (略)

エ 小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する「小笠原諸島」

オ (略)

カ 上記のほか、厚生労働大臣が適当と認めた地域

#### (4) 運営方針

ア 医療情報の蓄積、管理

最寄りの医療機関においては、あらかじめ対象となる地区住民に対して総合検診を実施するなどにより基礎となる医療情報を収集、適宜検索できるよう整理し、保管すること。なお、事業の実施にあたっては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。

イ 保健師の活動

へき地保健指導所の保健師は、あらかじめ医療情報が管理されている者について診療、健康相談等の申し出があった場合、当該患者等に関する諸情報を最寄りの医療機関の医師に伝送し、当該医師の指示を受けて必要な処置等を行うこと。

#### 10. へき地医療拠点病院支援システム

(1)～(2) (略)

(3) 整備基準

ア 三次機能等病院及びこれと連携する一般病床100床以下のへき地医療拠点病院に情報通信機器又は医学的諸情報に関する相談やオンライン会議等に必要な画像伝送・受信システム及び付属機器等（ソフトウェアの導入を含む。）（以下「情報通信機器等」という。）を設置すること。

イ (略)

(4) 運営方針

三次機能等病院の医師は、情報通信機器等により送られた医学的諸情報又は画像等（以下「医学的諸情報等」という。）をもとに、へき地医療拠点病院の医師に対し適切な助言、指導等を行うものとする。

#### 11. へき地・離島診療支援システム

次に掲げる地域に所在する無医地区等のうち、原則として人口200人以上であり、最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上を要する地域であって、かつ、へき地保健指導所が設置されている地域について、最寄医療機関及びへき地保健指導所に伝送装置を設置すること。

ア (略)

イ 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する「奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域）」のうち、アと同様と認められる地域

ウ (略)

エ (略)

オ その他厚生労働大臣が認める地域

#### (4) 運営方針

ア 医療情報の蓄積、管理

最寄医療機関においては、あらかじめ対象となる地区住民に対して総合検診を実施するなどにより基礎となる医療情報を収集、適宜検索できるよう整理し、保管すること。なお、これら医療情報の管理に当たっては、秘密厳守に十分注意しなければならないこと。

イ 保健師の活動

へき地保健指導所の保健師は、あらかじめ医療情報が管理されている者について診療、健康相談等の申し出があった場合、当該患者等に関する諸情報を最寄医療機関の医師に伝送し、当該医師の指示を受けて必要な処置等を行うこと。

#### 10. へき地医療拠点病院支援システム

(1)～(2) (略)

(3) 整備基準

ア 三次機能等病院及びこれと連携する一般病床100床以下のへき地医療拠点病院に静止画像等（動画情報を含む）伝送装置（以下「静止画像等伝送装置」という。）を設置すること。

イ (略)

#### (4) 運営方針

三次機能等病院の医師は、静止画像等伝送装置により送られた画像をもとに、へき地医療拠点病院の医師に対し適切な助言、指導等を行うものとする。

#### 11. へき地・診療所診療支援システム

(1) 目的  
この事業は、へき地・離島において恒常的な社会問題となっている医師不足について、医師が当該地域への勤務を敬遠する理由の一つである、「全ての医療に精通していないため、へき地や離島における診療に不安がある」という点に着目し、情報通信機器等を整備し、へき地医療拠点病院等とへき地・離島診療所間で、診療所で抱える疾患に関する相談やオンライン会議等を開催し、へき地・離島診療所に勤務する医師を積極的に参加させるなど、診療に対する不安の解消を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体  
都道府県、市町村、厚生労働大臣が適当と認める者

(3) 補助条件

以下に規定する支援側医療機関と依頼側医療機関の情報通信機器等の整備を行うことにより一体的に情報通信機器等を運用する事業であること。

ア 支援側医療機関

(ア) 都道府県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院

(イ) その他厚生労働大臣が適当と認める医療機関

イ 依頼側医療機関

(ア) へき地診療所等

(4) 整備対象

へき地や離島診療所の情報通信機器等の購入経費

(5) 運営方針

へき地医療拠点病院の医師は、情報通信機器等により送られた医学的諸情報等をもとに、へき地診療所の医師に対し適切な助言、指導等を行うものとする。

## 1.2. へき地診療所医師派遣強化事業

(1) 目的

この事業は、へき地医療支援機構等の指導・調整の下に、へき地医療拠点病院及び事業協力病院以外の医療機関からへき地診療所等へ医師及び看護師等の派遣（代診医等の派遣を含む。）を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。

(2) （略）

(3) 事業の内容

へき地医療支援機構等による指導・調整の下に、へき地診療所等への医師派遣（代診医等の派遣を含む。）を行うものとする。

## 1.3. 離島歯科診療班派遣事業

(1) 目的

この事業は、離島に歯科診療班を派遣し、地域住民の歯科医療を確保することを目的とする。

(1) 目的  
この事業は、へき地診療所の機能を強化するため、へき地医療拠点病院とへき地診療所との間に伝送装置を設置し、へき地医療拠点病院がへき地診療所の診療活動等を援助することにより医療機関相互の連携を強化し、へき地における医療水準の向上を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、へき地医療拠点病院及びへき地診療所の開設者とする。

(3) 整備基準

へき地医療拠点病院と連携するへき地診療所にファクシミリ又は静止画像等伝送装置を設置する。

（新設）

(4) 運営方針

へき地医療拠点病院の医師は、ファクシミリ又は静止画像等伝送装置により送られた医学的諸情報又は画像等をもとに、へき地診療所の医師に対し適切な助言、指導等を行うものとする。

## 1.2. へき地診療所医師派遣強化事業

(1) 目的

この事業は、へき地医療支援機構等の指導・調整の下に、へき地医療拠点病院及び事業協力病院以外の医療機関からへき地診療所等へ代診医等の派遣を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。

(2) （略）

(3) 事業の内容

へき地医療支援機構等による指導・調整の下に、へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣を含む。）を行うものとする。

## 1.3. 離島歯科診療班派遣事業

(1) 目的

この事業は、歯科医療を受ける機会に恵まれない離島に歯科診療班を派遣し、地域住民の歯科医療を確保することを目的とする。

(2) ~ (4) (略)	(2) ~ (4) (略)
1 4. 過疎地域等特定診療所整備事業 (1) ~ (2) (略) (3) 整備基準 ア～イ (略) ウ 当該医療施設を設置する市町村が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「新過疎法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域のうち、新過疎法第2条第1項に規定する過疎地域に該当しない地域においては、令和3年度から令和8年度までの間（新過疎法第2条第1項第1号に規定する財政力指数で平成29年度から令和元年度までの各年度に係るものと合算したものの3分の1の数値が0.4以下の市町村については、令和3年度から令和9年度までの間）に限り、補助対象の地域とみなす。）であること。	1 4. 過疎地域等特定診療所整備事業 (1) ~ (2) (略) (3) 整備基準 ア～イ (略) ウ 当該医療施設を設置する市町村の、平成8年度から平成10年度までの各年度における財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を、同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値をいう。）を合算したものの3分の1の数値が0.42以下または平成18年度から平成20年度までの各年度における財政力指数を合算したものの3分の1の数値が0.56以下であること。
(4) (略)	(4) (略)
<u>(削除)</u>	<u>1 5. へき地・離島診療支援システム設備整備事業</u> <u>(1) 目的</u> この事業は、へき地・離島において恒常的な社会問題となっている医師不足について、医師が当該地域への勤務を敬遠する理由の一つである、「全ての医療に精通していないため、へき地や離島における診療に不安がある」という点に着目し、IT等を活用した設備を整備し、へき地医療拠点病院等とへき地や離島診療所間で、診療所で抱える疾患の症例検討会やテレビ会議等を開催し、へき地・離島診療所に勤務する医師を積極的に参加させるなど、診療に対する不安の解消を図ることを目的とする。 <u>(2) 事業の実施主体</u> 都道府県、市町村、厚生労働大臣が適当と認める者 <u>(3) 補助条件</u> 以下に規定する支援側医療機関と依頼側医療機関の間において症例検討会やテレビ会議等に必要な画像伝送・受信システム及び付属機器等（ソフトウェアの導入を含む。）の整備を行うことにより一体的に情報通信機器を運用する事業であること。 <u>ア 支援側医療機関</u> (ア) 都道府県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院 (イ) その他厚生労働大臣が適当と認める医療機関 <u>イ 依頼側医療機関</u> (ア) へき地診療所等 <u>(4) 整備対象</u> へき地や離島診療所で抱える疾患の症例検討会やテレビ会議等に必要な画像伝送・受

**信システム、テレビ会議システム及び付属機器等（ソフトウェアの導入を含む。）の購入経費**

**1.5. 離島等患者宿泊施設・設備整備事業**

(1)～(3) (略)

(4) 整備基準

整備対象となる施設とは、以下のア～エ全てを満たすものとする。

ア 台風や降雪等、気象条件等によって比較的容易に交通網が寸断されてしまうおそれがある、もしくは特定の診療科が存在せず、一定水準の医療を受けるために必要な医療機関まで相当の時間を要し、容易に当該医療機関を利用できない地域として都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めた地域の住民のうち、医師がその医学的判断により、通院又は入院が必要と認めた患者及び付き添い等の必要があると認めた家族を利用対象としていること。

イ 宿泊費用を徴収する場合は、光熱水料等の実費程度とすること。

ウ 設置場所が病院の敷地内もしくは隣接地であること。ただし、その他の場所に設置すべき相当の事由があり、厚生労働大臣が適当と認めた場合はその限りとしない。

エ 居室が個室であり、家族での宿泊や長期滞在にも支障を期さないよう配慮されているものであること。

**1.6. 離島等患者宿泊施設・設備整備事業**

(1)～(3) (略)

(4) 整備基準

整備対象となる施設とは、以下のア～エ全てを満たすものとする。

ア 台風や降雪等、気象条件等によって比較的容易に交通網が寸断されてしまうおそれがある、もしくは特定の診療科が存在せず、一定水準の医療を受けるために必要な医療機関まで相当の時間を要し、容易に当該医療機関を利用できない地域として都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し認められた地域の住民のうち、医師がその医学的判断により、通院又は入院が必要と認めた患者、及び付き添い等の必要があると認めた家族を利用対象としていること。

イ 宿泊費用を徴収する場合は、光熱水料等の実費程度とすること。

ウ 設置場所が病院の敷地内もしくは隣接地であること。ただし、その他の場所に設置すべき相当の事由があり、都道府県知事が厚生労働大臣に協議し、適當であると認めた場合はその限りとしない。

エ 居室が個室であり、家族での宿泊や長期滞在にも支障を期さないよう配慮されているものであること。